

平成19年5月30日

平成19年

第5回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成19年第5回教育委員会定例会会議録

平成19年5月30日午後2時00分大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

櫻井光政	委員	委員長
渡邊盛雄	委員	委員長職務代理者
高山美智子	委員	
野口和矩	委員	
細島徳明	委員	教育長

計 5 名

2 出席した職員

教育委員会事務局次長	佐藤喜美男
庶務課長	平山政雄
教育委員会事務局施設担当課長	玉川一二
学務課長（私学行政担当課長兼務）	清水耕次
指導室長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	鈴木邦夫
社会教育課長	柿本伸二
大田図書館長	鈴木慶三

計 7 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第5回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 櫻井 光政

○委員長

ただいまから、平成19年第5回教育委員会定例会を開催する。

○委員長

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。傍聴希望者の許可を求める。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。会議録署名委員に渡邊委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

1 教育界の重要日誌から

(資料) 教育界の重要日誌4月分

(1) 学力調査の結果と実施について

13日、文科省、高校3年生を対象とした教育課程実施状況調査の結果を公表。

ゆとり教育を受けた世代であるが、正解率は前回は約14%上回る結果であった。

24日、小学6年生と中学3年生を対象とした文科省の「全国学力・学習状況調査」が実施され、大田区も参加した。

(2) 教育三法に関すること。

17日、衆議院本会議が開かれ、教育改革関連三法案が審議入り。この法案は現在、既に衆議院を通過している。

(3) 道徳関係について

26日、山崎正和中央教育審議会会長が、教育再生会議が検討している道徳教育の教科化に対して「反対である」と個人的見解を述べた。

27日、公明党の太田代表が記者会見で道徳の教科化に反対する発言。

現在のところ報道されているのは、特別教科という扱いで組込む可能性があるということである。

(4) その他

19日、少年法改正案が可決成立した。

○委員長

教育長の報告に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「部課長からの報告事項」

○委員長

部課長からの報告を求める。

○次長

大田区の新計画体系について報告する。

今年4月に就任した松原区長の選挙公約でもある大田区の10か年計画の作成スケジュールが5月25日に開かれた庁議の席上で示された。これは、現在の長期基本構想が作成から25年を経過していること、さらにこの基本構想を受け区政の取り組みを示した現在の長期基本計画2015にも新たな変化が生じていることから、区政全般にわたって総点検を行い、新たな基本構想と平成21年度を初年度とする新たな10か年計画を作成するものである。直近の区議会、第2回定例会になると思うが、この区議会では基本構想の審議会設置の議決を得ながら、平成20年度中に基本構想と10か年計画を作成していく。

また、この計画とは別に、区長がマニフェストとに掲げている政策を実現するために19年度と20年度の2か年間の(仮称)緊急計画も7月までに策定・公表される予定になっている。この緊急計画は次の10か年計画につながる計画になる。

計画の体系については、図にあるように、これまでは基本構想が1番上にあり、その次に基本計画、そして実施計画・個別計画の3層構造になっていた。新しい計画体系は、基本構想の下に10か年計画の2層構造になる。現在の実施計画・個別計画は基本計画が策定されるまで引続き取り組んでいく考えであることも示されている。

教育委員会としては、教育基本法の改正を受け、現在、校長会と新たな教育推進プランを策定中であるが、この10か年計画には教育課題も当然含まれてくるので、今後の作業においては、この計画と整合性を取りながら進めて行く。

○施設担当課長

1 (仮称)海苔資料館建設工事契約について

(資料) 仮称大田区立海苔資料館増築その他工事(契約議案)

4月にオープンした大森ふるさと浜辺公園の中に建設を予定している(仮称)海苔資料館の規模は、旧平和島土木事務所の改修工事と新しく増築する建物で3階建て約1370㎡となる予定である。現在、郷土博物館で収蔵・展示している海苔の資料を移設するとともに体験学習や集会室を兼ね備え、大森の海苔文化を次世代に継承する施設である。また、公園の来園者のビジターセンターとして休憩、展望コーナーを設け、公園を一望できるようにしている。契約金額などについては資料のとおりである。来年2月29日を工期として平成20年度早々のオープンを目指している。

なお、この件については区議会臨時会において、5月28日に議決を得ている。

2 日本オーチス・エレベーター製エレベーターについて

(資料) 日本オーチス・エレベーター製エレベーターの点検報告について

今年の4月4日、六本木ヒルズ森タワーにおいて、日本オーチス・エレベーター製のエレベーターから出火するという事故が発生した。この事故を受けて施設に設置されている同社のエレベーターについて点検を実施した。教育委員会所管の施設では、平和島ユースセンター、大森第四中学校、大森西図書館の3施設であり、国の指導を受けた同社が緊急点検を実施した結果、いずれも異常なしとの報告を受けた。エレベーターの点検については、建築基準法で定められた年1回の法定点検とエレベーターの設置者が任意で行う保守点検の2種類があり、平和島ユースセンターの点検は年6回、中学校・図書館については年12回行っており、このうちの1回を法定点検にあてている。この事故を契機に、日本オーチス・エレベーター製以外のエレベーターについても直近に実施した点検記録をチェックし、異常がないことを確認している。この事故以来、各地でエレベーターの不具合、点検の見落としなどが顕在化し報道もされている。教育委員会としては点検の徹底を図りながら、必要な修繕を怠りなく安全確保に努めていきたいと考えている。

○学務課長

1 平成19年5月1日現在在籍者数について

(資料) 平成19年5月1日現在区立小中学校在籍者数及び区立幼稚園園児数

平成19年5月1日現在の区立小中学校児童生徒数及び区立幼稚園の在籍園児数について報告する。小学校通常学級は児童数28,178人、学級数880学級となり昨年度と比較して児童数では153人の減少、学級数では2学級の減少となっている。次に中学校通常学級は生徒数10,388人、学級数302学級となっており、昨年度と比較して、生徒数では100人の増加、学級数では5学級の増加となっている。幼稚園については504人の園児数となり、昨年と比較しては70人の減少となっている。

2 はしかの緊急対応について

(資料) 麻しん(はしか)の感染拡大に対する緊急対策の実施について

はしかについては新聞等で報道されており、首都圏で大流行しており、特に東京都において罹患者が大変多い状況となっている。区立小中学校においても、今日現在で小学校3校4名、中学校5校6名が罹患したと報告がある。幸いなところ、現在学級閉鎖までは至っていない。区としては緊急に対策を講じる必要があると判断し、公費負担の予防接種を実施し、感染の拡大・防止に努めることとした。

公費負担の対象は、2歳児から高校3年生までが対象となっている。なお、小学校1年生で未接種の児童の無料接種は既に実施中なので対象から除外している。

接種期間は、6月1日から7月31日まで。接種方法は、個別接種とし、大田区3医師会と契約を締結している。接種場所は区内の予防接種実施機関にて行う。予診票の配付にあたっては、区立保育園、幼稚園、小中学校については、園・学校を通じて配付する。その他については、保健福祉部計画調整課保健調整係若しくは各地域行政センターの地域健康課で母子手帳を確認して交付することになる。予定している対象者数は7,000人、必要経費は9,000万円となっている。なお、経済的救済措置として、既に接種済の児童・生徒についても、費用の給付をする。

3 学校給食費徴収状況について

(資料) 学校給食費の徴収状況について

先月も報告したが、19年3月末日現在の学校給食費の徴収状況について報告する。

未納のある学校は70校、79.5%、未納児童生徒数は499人、未納率1.3%、未納額はまだ多く約1,060万円と0.6%となっている。2月末・1月末のデータと比較すると各学校の努力もあり、未納校・未納人数・未納金額ともに大幅な改善となっている。まだ17年度実績までは至っていないが、18年度分の徴収実績の正確な数字は5月末にならないと把握できないが、報告した状況よりもかなり改善されると思われる。

今後も各学校には、未納対策の徹底をお願いするとともに、学務課としては未納金徴収のマニュアルや催告のための案文づくりなど未納対策の取り組みを進めていく。

○指導室長

5月23日水曜日、品川区大井において殺傷事件があった。

午前11時過ぎ、隣家の女性を刺した男性が自転車で逃走、同夕刻に自殺するという事件である。

この事件に対しての教育委員会の対応を報告する。

当日、12時過ぎに情報を聞きつけた区内の学校から事件の報告があった。その後、品川区教育委員会に確認をした。それを受けて、教育委員会としては早速、子ども緊急システム等を使用し、事件の発生と被疑者が自転車で逃亡中の旨を連絡した。その後すぐに各学校長に連絡し、品川区にて事件発生、各校においては集団下校を含めた対応を依頼した。その後も情報収集と情報提供に努めた。特に、発生現場に近い山王小学校については、指導主事を派遣し応援体勢を整えるとともに、1・2年生については保護者に引渡し、3年生以上については集団下校等という対応をとり、児童生徒の安全確保に努めた。

○大田図書館長

蒲田駅前図書館の休館日の変更について報告する。

蒲田駅前図書館の休館日については、本年4月から第3木曜日となっているが、館内の殺虫消毒のため、平成19年9月及び平成20年3月については第4月曜日に変更をする。蒲田駅前図書館は、生活センターとの複合施設であり、生活センターが集会室の使用申込の関係から館内殺虫消毒の日程を平成19年9月、平成20年3月の第4月曜日に設定した。そのため、当日は図書館部分を含め施設の使用が不可となったため、休館日を変更する。

○委員長

ただいまの報告に質問、意見はないか。

○野口委員

はしかの公費負担による予防接種の件だけ、学校を通じて全生徒を対象に実施するのか。

○学務課長

はしかの罹患歴がなく、かつ予防接種を1回も受けていない子どもが対象である。

それぞれの家庭では、はしかの罹患歴を把握しているはず、その上で予防接種を受けさせたい家庭が学校へ届出るという方法である。また、養護教諭の持っている生徒の情報と併せて、実際にはしかの罹患歴があるか、予防接種歴があるか確認した上で、学務課に予防接種の申請をするようになっている。

○野口委員

はしかのワクチンが不足していると聞くがどうか。

○渡邊委員

現状では、ワクチンが不足している状況にある。

1～2年前より、保健所で実施する麻しんの予防接種もMRという麻しんと風疹の混合ワクチンにシフトしてきた影響もあり、麻しん自体のワクチンの製造量が少なくなっていたところで、今回の大流行が重なり、製薬会社に発注しても麻しんのワクチンが手に入らない状況である。また、MRは麻しんのワクチンの2倍程の値段がする。免疫のない人を選ぶにしても、検査試薬も不足しており、検査自体が難しい状況である。

各医療機関に対して、国からのワクチンの保有調査も行われており、数の把握が済んでいるところである。

○野口委員

接種希望してもワクチンがないという状態が心配である。

罹患者が発生したことによって、中学校等で休校などの対応をしなくてはならない場合もあるかもしれないが、感染が拡大しないよう早目の対応をして欲しい

○委員長

給食費の件で確認したい。17年度分は0.44%となっているので18年度も同じラインまで下がってくると思われる。0.4%というのは鍋底の焦げ付きのようなもので、どうしてもはがれないものという感じがする。このような状況で対策の徹底を指導しているというが、実際には学校にはどのような指導をしているのか。

○学務課長

現在、徴収金等検討委員会というのを学校に設置している。マスコミ等でも話題になったので、検討委員会の機能をより活性化させた。生活保護世帯については、生活福祉課と協力体制を組み、滞納者について何らかの方法で徴収できるように双方で連携を進めている。

また就学援助対象者は、支給するお金を直接学校長口座に振込ませるなどの対策をとっている。1件1件の対応に時間がかかることもあり、手間取っている滞納者もいるが粘り強く対応していきたい。

○委員長

よろしく願います。

大した金額ではないので、取り立てたりするコストの方がかかるかもしれない。しかしきちんと対応しないとモラルが崩壊してしまって、取り返しがつかないことになる。厳しく対応して欲しい。必要なところは援助し、厳しい取立てをしなくていけないときは厳しく取り立てるという姿勢で今後も対応してほしい。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第3 「議案審議」

○委員長

第39号議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第39号議案、「平成19年度第2次補正予算要求原案」について説明する。

庶務課の関係では、日本フルブライトメモリアル基金米国教育者招聘事業として63万5千円を要求する。この基金は戦後のアメリカと日本の交流であったフルブライト交流計

画の貢献に対して日本政府が 1997 年に基金を設立して、アメリカの教育者を招聘するという事業を実施している。昨年は目黒区、一昨年は品川区で受入をしている。19 年度については大田区でということで基金から受入要請があった。教育委員会としても有意義なもの判断し受入をすることとした。そのための歓迎会経費等を含めて計上する。

施設担当から校舎の増修等について要求する。1 件目は館山さざなみ学校暖房用の熱交換器の老朽化による交換の緊急対応である。2 件目は東蒲中学校の体育館、屋内運動場の屋根の雨漏り補修の緊急対応である。

次に指導室関係では 小池小学校が国立教育研究所からの研究指定校として家庭科の授業の研究をする委託研究と久が原小学校が東京都からの委託事業で実施する授業改善に関する研究にかかる経費である。

最後に大田図書館の関係では、郷土博物館の所管である埋蔵文化財の調査経費である。建物等の建設にあたり、大田区の山王・久が原近辺については遺跡が多いということがあり緊急調査が多い。今年度は既に大口の緊急調査費が出ており、今後、不足してくることが予想されることから、今回 250 万円を追加で要求することとしている。

以上、総額 3265 万 4000 円を第 2 次補正予算として要求していく。

○委員長

ただいまの説明に質問はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してよろしいか

(「異議なし」と声あり)

○委員長

それでは第 39 号議案について原案どおり決定する。

○委員長

第 40 号議案から第 42 号議案については、幼稚園教育職員給与に関わる議案なので一括して説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第 40 号議案、第 41 号議案、第 42 号議案について説明する。

5 月 17 日に特別区人事委員会にて職員の職務に専念する義務の免除に関する規則が改正された。その改正の内容は職員の勤務時間内の職員団体及び労働組合活動について、職員が勤務時間内に給与を受けながら組合活動を行うことができる適法な交渉と職員が勤務時間内に無給でできる組合活動の 2 種類に区分整理したものである。今回改正をお願いしている教育委員会規則等については、この人事委員会規則の改正に伴い、関連する規定を整理したものである。

先ず、第 40 号議案「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」については、第 2 条では人事委員会規則の改正による条番号の整理である。第 3 条では育児休業をしている職員に関する整理、第 5 条については無給での組合職免について、その期間を在職期間から除算しないことを規定する整理ということになっている。

次に第 41 号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」である。人事委員会の規則改正に伴う規則番号の整理となっている。

最後に第 42 号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」である。先程ご説明をした有給で組合活動ができる部分と無給で組合活動ができる部分の申請等の様式の変更になっている。

○委員長

ただいまの説明に質問はないか。

(「なし」との声あり)

○野口委員

これは職免の問題か。組合から何か要求があったのか。

○庶務課長

この問題については、長い経過がある。これまで、その都度、組合と組合活動の適正化について話し、整理を進めてきたものである。今回、最終的に組合との協議が整い、時間内に組合活動できる範囲の中に有給でできる部分と無給でできる部分を 2 つに整理したことが 1 つ、またそれ以外のものについては全て時間外で行うということの整理をした。

その結果、従来は組合が大会を開催した場合は、時間内で有給で参加したが、6 月 1 日からの取扱は大会に参加する場合は、時間内で無給で参加するという形に変わった。

その項目自体の中身に着目をして、有給であるか、無給であるか、時間外になるかを整理したということで組合との協議が整ったということである。

○委員長

原案どおり決定してよろしいか

(「異議なし」と声あり)

○委員長

それでは第 40 号議案、第 41 号議案、第 42 号議案について原案どおり決定する。

○委員長

第 43 号議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第 43 号議案、「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令」について説明する。

先程の幼稚園教育職員と同様第 4 条の但し書きについて、人事委員会規則の改正による文言の整理と申請等の様式の変更となっている。

○委員長

ただいまの説明に質問はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してよろしいか

(「異議なし」と声あり)

○委員長

それでは第 43 号議案について原案どおり決定する。

○委員長

第 44 号議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第 44 号議案、「大田区立学校校外施設管理事務所処務規程の一部を改正する訓令」について説明する。

区の組織規則の一部改正により、人事に関する所管が経営管理部長から経営管理部特命担当部長へ変更となったことによる規程の整理である。

○委員長

ただいまの説明に質問はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してよろしいか

(「異議なし」と声あり)

○委員長

それでは第 44 号議案について原案どおり決定する。

○委員長

これにより、第 5 回教育委員会定例会を閉会する。

(午後 2 時 48 分閉会)